

再発防止および事業者責任追及に係る
R D 最終処分場問題行政対応追加検証委員会
報告書

平成 23 年 12 月
再発防止および事業者責任追及に係る
R D 最終処分場問題行政対応追加検証委員会

はじめに

株式会社アル・ディエンジニアリング（以下「R D社」という。）が滋賀県栗東市小野に設置した安定型最終処分場（以下「旧R D最終処分場」という。）において行われた不適正処理に起因して周辺地域の生活環境保全上の支障またはそのおそれを生じている問題（以下「R D最終処分場問題」という。）については、県は、平成19年2月27日にR D最終処分場問題行政対応検証委員会（以下「前回の検証委員会」という。）を設置し、平成20年2月25日の報告書提出までに13回の審議を経てR D社の破産までの間の県の行政対応を検証し、その組織上の対応の問題点と行政上の責任を明らかにするとともに、今後再びこのようなことが起こることのないよう再発防止策の検討を行ったところである。

今般、前回の検証委員会の終了後3年余を経過したことを受け、県は、産業廃棄物の不適正処分を行った者等に対して行う措置に関し、前回の検証委員会による検証後の措置の状況について検証を行うため、平成23年11月に、学識経験者4名から構成する再発防止および事業者責任追及に係るR D最終処分場問題行政対応追加検証委員会（以下「追加検証委員会」という。）を設置した。

本委員会は、産業廃棄物の不適正処分が時に様々な面で重大な結果をもたらすものであることから、二度とこのような問題を生じさせないと強い思いをもって、今回の検証を行った。

本報告書が、県の再発防止策および責任追及に係るさらなる取組につながることを期待する。

平成23年12月20日

再発防止および事業者責任追及に係るR D最終処分場問題行政対応追加検証委員会
委員長 池田 敏雄

目 次

一 追加検証の目的等	
1 目的	1
2 検証の対象期間	1
二 委員会の開催概要	1
三 前回の検証委員会による検証対象期間後の状況の概要	1
四 検証	1
1 再発防止策に関する事項	
(1) 要綱の制定による方針の明確化および組織体制の強化	
【県の取組】	3
【県が今後講じようとする措置】	3
【検証における意見および評価】	4
(2) 再発防止策に関し県が講じた具体的な措置	
① 職員の意識の研鑽	
【検証委員会の報告書において示された再発防止策】	4
【県の取組】	4
【県が今後講じようとする措置】	5
【検証における意見および評価】	5
② 指導監督体制の強化	
【検証委員会の報告書において示された再発防止策】	5
【県の取組】	6
【県が今後講じようとする措置】	9
【検証における意見および評価】	9
③ 住民等との連携強化	
【検証委員会の報告書において示された再発防止策】	10
【県の取組】	10
【県が今後講じようとする措置】	11
【検証における意見および評価】	11
2 関係事業者等に対する責任追及に関する事項	
【県が講じた措置】	
① 平成 20 年のドラム缶等の掘削調査	11
② 平成 20 年度の措置命令の発出	11
③ 措置命令に係る行政代執行の実施および当該代執行費用の回収	12
④ 施設設置許可の取消し	13
⑤ 刑事訴訟法第 239 条第 2 項に基づく刑事告発	13
⑥ 排出事業者に対する責任追及	13
【県が今後講じようとする措置】	
① 既に措置命令を発した者に対する措置	14
② 既に措置命令を発した者以外の処分者等に対する措置	14
③ 排出事業者に対する措置	14
【検証における意見および評価】	14

一 追加検証の目的等

1 目的

追加検証委員会は、前回の検証委員会による検証結果の報告から時日を経過した現在、産業廃棄物の不適正処分を行った者等に対して行う措置に関し、①前回の検証委員会が滋賀県知事に提出した「R D最終処分場問題行政対応検証委員会報告書」に記載された再発防止策に関するR D社の破産手続開始決定後の滋賀県の取組、および②R D社の破産手続開始決定後の関係事業者等に対する責任追及に関する滋賀県の取組、の2点に係る検証を行うことを目的とする。

2 検証の対象期間

検証の対象期間は、前回の検証委員会の検証対象期間の終期である、R D社の破産手続開始の決定が公告された平成18年6月19日から本委員会の設置日である平成23年11月1日までとする。

二 委員会の開催概要

回	日時	場所	概要	公開／非公開の別
第1回	平成23年11月18日(金)	滋賀県庁本庁舎	前回の検証委員会終了後の経緯、前回の検証委員会の報告書において示された再発防止策に係る県の取組状況および関係事業者に対する責任追及の状況について、県の文書を元に作成した資料により確認した。	一部公開／一部非公開
第2回	平成23年12月3日(土)	滋賀県庁本庁舎	第1回委員会において事務局の説明した県の措置の状況を整理した資料を基に、これに対する質問、意見が示された。	一部公開／一部非公開
第3回	平成23年12月10日(土)	滋賀県庁本庁舎	報告書(案)の検討	公開

三 前回の検証委員会による検証対象期間後の状況の概要

R D社による産業廃棄物の不適正処理に起因する生活環境保全上の支障またはそのおそれに関する平成18年6月19日より後の対応については、同年12月26日にR D最終処分場問題対策委員会が設置され、以後15回にわたる審議により生活環境保全上の支障に対する対策の検討が行われた。

同委員会は最終的に委員の多数決により最多数が得られた案を推奨案として提示したものの、県は当該推奨案と異なる案を対策工法として選択し、このことについて県と旧R D最終処分場周辺の住民(以下「周辺住民」という。)の間で合意が得られることはなかつ

た。

その後、県と周辺住民の間で調査の方法、対策工法等について20回以上話し合いが行われるとともに、県は有害物調査検討委員会を設置して、専門家の助言も得つつ検討を行ってきてている。さらに、地元栗東市とも、定期的な連絡調整会議を開催するなど連携を図りつつ進められている。

また、これと並行して、平成22年度には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づき平成20年に発出された措置命令に係る事項の一部について、県が緊急対策工事として行政代執行を実施している。

そして現在、一次対策工事について県と地元自治会の間で基本的な事項について合意に至り、詳細につき話し合いを継続しているところである。

一方、事業者等に対する責任追及については、平成20年5月から7月にかけて関係者に対して措置命令を発しており、現在、前述の行政代執行に係る費用の回収も進めているところである。

RD社破綻後の県の対応経過(平成23年11月1日現在)

年月日	概要
平成18年6月8日	R D社破産手続開始決定
平成18年6月22日	滋賀県R D問題対策会議設置
平成18年10月6日	対応方針（案）の公表（県議会において説明）
平成18年12月26日～平成20年4月9日	R D最終処分場問題対策委員会の開催（15回開催） 同委員会専門部会の開催（7回開催）
平成19年2月27日～平成20年2月25日	R D最終処分場問題行政対応検証委員会の開催（12回開催）
平成20年2月25日	R D最終処分場問題行政対応検証委員会が報告書を知事に提出
平成20年4月9日	R D最終処分場問題対策委員会委員会が報告（答申）を知事に提出
平成20年5月11日	R D最終処分場問題対策委員会委員会の報告（答申）にかかる知事と住民との意見交換会
平成20年5月15日	実施計画策定（対策工選定）の基本方針の公表（環境・農水常任委員会（県議会）で説明）
平成20年5月28日	R D最終処分場地元説明会の開始（～6月12日）、6月12日 産廃処理問題合同対策委員会
平成20年5月29日	
平成20年6月4日	R D社、同社元社長その他の関係者に対する措置命令
平成20年7月24日	
平成20年9月17日	元社長に対する廃棄物処理法違反による刑事告発
平成20年11月4日	各自治会に「よりよい原位置浄化策」に対する同意要請の文書を送付
平成21年1月28日	栗東市議会における議決（実施計画策定の基本とすることについて同意：付帯決議あり）
平成21年2月5日	よりよい原位置浄化策に係る当初予算見送りを表明（環境・農水常任委員会）
平成21年9月4日	平成21年度緊急対策設計説明会を開催（対象：地元自治会の連絡会（以下「連絡会」という。））
平成21年11月22日	環境副大臣来県（R D処分場の視察、地元住民の意見聴取、環境省が問題解決に向けて助言することを表明）
平成22年1月23日	「環境省の助言」および「環境省からの助言等を踏まえたR D事案に関する今後の県の対応について」（以下「今後の県の対応」という。）を説明し、各自治会長に対して同意を求めた。 (返答の期限：平成22年3月 周辺7自治会の会長等が出席)
平成22年1月23日～同年6月17日	周辺7自治会との話し合い（6回開催）
平成22年1月28日	緊急対策工事としての行政代執行（焼却炉撤去工事等）の着手
平成22年6月17日	北尾団地自治会が「今後の県の対応」に対する同意書を提出し、知事と自治会代表者が「R D最終処分場問題の解決に向けた今後の県の対応に関する確認書」を交わす
平成22年6月20日	連絡会が知事に「R D産廃処分場問題に関する県の対応についての見解」を提出。有害物調査予算等の執行に同意
平成22年8月5日	知事と連絡会構成自治会（6自治会）が「R D事案の解決に向けての覚書」を交わす（環境省室長・栗東市長立会）
平成22年10月30日～平成23年8月23日	旧R D最終処分場有害物調査検討委員会（今まで5回開催）
平成22年6月20日～平成23年10月27日	周辺7自治会との話し合い（18回開催）
平成23年11月14日	一次対策工事についての周辺7自治会との合意

四 検証

1 再発防止策に関する事項

(1) 要綱の制定による方針の明確化および組織体制の強化

【県の取組】

前回の検証委員会の報告書では、再発防止策について3項目からなる提案がなされたところである。県は、この検証結果を踏まえて措置を講ずるに当たり、産業廃棄物行政に係る許認可、監視、指導および行政処分等についての県の姿勢を明示し、また、当該3項目に係る取組が相互に関連を有することに鑑みてその一体的な運用を図るため、平成21年度に、告示形式により「滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱」（平成21年滋賀県告示第77号）を制定した。

この中で、検証委員会での指摘事項であった、住民からの通報への対応が不十分であったこと、R D社に対する認識が甘かったことならびにこれらにより適切な監視および行政処分権限の行使がなされなかったこと、といった点について、まず、次の事項が県の責務であると明示している。

- ・産業廃棄物の処理に伴い周辺地域の生活環境の保全上の支障が生ずることのないよう、処理業者等に対し適切な指導、助言および監督を行うこと。また、処理業者が行う環境保全、情報公開等の積極的な取組を支援すること
- ・的確に処理業者等に対し指導、助言および監督を行うため、職員の資質の向上に努めること

また、前回の検証委員会の検証結果を踏まえ、特にR D最終処分場問題においては、許可品目外の廃棄物の処分が行われ、また、許可容量を大幅に超える処分が行われたことに対する県の対応が不十分であったことが重要な要素であったと考えられることから、立入検査その他の事業者に対するチェック機能の強化について重点的に対応する方針とした。

このため、同要綱において、個別の規定として、立入検査方針に基づく計画的な立入検査や住民からの通報等に応じた立入検査の実施その他の適切な立入検査に関する事項、文書による指導の原則、処分基準の策定、法の規制が直接及ばない小規模施設の設置や施設の変更に係る事項についての事前審査手続などの規定を定めている。

なお、同要綱では、上記のほか、検証結果を受けて、情報の取得に関しては事業者は知事に年度状況報告をすべきこと、情報の公開については知事は立入検査結果の概要を公表すべきことを併せて定めているところである。

さらに、それらの措置を実施する上で重要な組織体制の強化に関して、後述のとおり本庁を中心とし体制を強化している。

なお、これらの事項に係る具体的な対応については、前回の検証委員会が示した再発防止策に係る個別の項目ごとの検証の部分で記述する。

【県が今後講じようとする措置】

平成21年度に制定した滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱は、その後の組織目標等にも位置づけられ一定定着しているところであるが、この趣旨が、職員個人および組織の方針として十分浸透するよう、機会を捉えて対外的に明示すること

も含め、今後とも周知徹底を図る。

【検証における意見および評価】

平成21年度に要綱を制定して、前回の検証委員会の検証結果も踏まえた県の姿勢を明らかにしたことは、必要な事項を定めたものとして評価できる。ただし、詳細の評価はこの規定を受けて実施する具体的な措置に係る各論の評価と不可分でもあることから、以下の項目に示す個別の施策に関する意見および評価を併せて参照されたい。

(2) 再発防止策に関し県が講じた具体的な措置

県では、前述の要綱において定められた事項の具体化および組織体制の強化その他の検証委員会から報告のあった再発防止策に関し、次のとおり取組を行っている。

① 職員の意識の研鑽

【検証委員会の報告書において示された再発防止策】

職員の意識の研鑽

産業廃棄物行政においては、優良な産業廃棄物処理業者の育成が重要であり、そのためには事業者との相互理解や信頼醸成が必要であるが、一方で許認可権者として、事業者との一定の緊張関係を保つことも必要である。

そのためには、先入観にとらわれず、客観的な情報等に基づいて事業者に対する正しい認識を持つことが大切である。また、環境配慮に対する高い規範意識を持つとともに、些細なことから違反行為の兆候を察知できるように、行政としての感覚を研鑽していく必要がある。また、それらの兆候を総合的、有機的にとらえるとともに、客観的に把握して、迅速、的確な対応ができるように、職員研修の充実を図ることも必要である。

【県の取組】

県は、上記の指摘に対し、職員の意識の向上を図るとともに違反の兆候に対する迅速確実な対処を可能とするための措置として、次のとおり、各種研修への参加などの措置を講じていることが認められる。

○産業廃棄物アカデミー、九州環境技術創造道場への参加

職員を、「産業廃棄物対策研修」に参加させているほか、廃棄物問題の実務的な専門家育成を目標として少人数での研究・交流を行う「九州環境技術創造道場」に平成21年度から毎年参加させ、理工学的なテーマのほか、大規模不適正事案の問題に係る紛争の状況、リスクコミュニケーションといったテーマについて学ばせている。

○本庁地方機関間での事例研究、意見交換会の開催

本庁と地方機関の情報交換の措置として、平成21年度から「県産業廃棄物処理施設生活環境影響調査連絡会」を月1回開催し、実務的な課題について検討、意見交換を行っている。

○近畿ブロック研修会への参加

近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会の各部会に参加して、環境省の支援の下、法の厳格な適用に役立つ実務上の知識などを得ている。

○本庁地方機関間での研修会の開催

環境関連部局の本庁と地方機関が参加して年4回開催している「環境担当職員実務研修」において、年1回ないし2回、廃棄物関係の規制を研修テーマに盛り込むこととし、職員にその講師を務めさせている。

○外部研修への講師としての出席

職員に、財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの主催する研修会の講師を務めさせている。

【県が今後講じようとする措置】

各種研修への参加について、引き続き積極的な施策と位置づけて実施していくとともに、本庁と地方機関との連絡会や研修会についてもその充実を図る。

【検証における意見および評価】

職員の意識の研鑽については、各種の研修の機会の拡充を通じて一定の対応を執っているものと認められる。ただし、産業廃棄物処理業等の指導監督には専門的な知見や経験が必要とされる部分が大きいと考えられるところ、自治体においては、定期の異動により職員の知識経験の蓄積が組織として継承されにくいことも懸念される。

この点、技術系の職員に関しては、職種の特性上、その異動の範囲は比較的限定されているところであるが、一般行政職の職員についても異動や配置にあたり必要な配慮がなされるべきである。

② 指導監督体制の強化

【検証委員会の報告書において示された再発防止策】

指導監督体制の強化

ア 指導監督権限の適正な行使

許可容量を超える埋立てや許可品目以外の違法な埋立てなどの不適正処理を疑わせるような行為や住民からの通報等があった際には、早期発見、早期対応が重要であることから、廃棄物処理法に基づく立入検査、報告徴収を適切かつ厳正に行うとともに、日頃から法令の遵守状況等の定期的な報告により県内の事業者の全体的な状況を的確に把握し、立入検査を実施するなど、継続的で効果的な監視手法を検討することが必要である。また、職員が統一的で公正な指導ができるように、その具体的な方法などを明示した行政指導マニュアルを整備するとともに、公正で厳格な行政処分をタイミングよく行使し、県による不作為が生じないようにするために、国の行政処分指針に基づき、行政指導に従わない事業者や、指導には従うものの過去に同様の指導を繰り返している事業者に対する措置等を明記した行政処分マニュアルを整備することが必要である。

なお、策定したこれらのマニュアルについては、事業者に周知することも必要である。

イ 必要な情報の整備

組織として迅速かつ的確に指導監督を行っていくためには、個々の事業者ごとに、これまでの当該事業者に対する苦情対応をはじめ、行政指導、行政処分等の経過や今後の対応方針を明確に記録整備したうえで、情報を共有し、きちんと引き継いでいくことが必要である。

また、指導監督権限の行使や不行使を意志決定する際には、その結論だけでなく、事実経過や根拠事由など意志決定の過程が明確となるような文書を残すことが必要である。

ウ 執行体制の充実

組織内体制として、当時処分場の監視等の対応に人員が不足していたことを考え合わせると、的確な廃棄物行政を遂行できる体制づくりが求められ、関係法令に精通し、化学や土木の専門知識等を有する人員や住民等との折衝で誠意を持って粘り強く対応できる人員の適正配置について、できるだけ配慮されることが望まれる。

【県の取組】

県は、上記アないしウの指摘に対し、指導監督体制の強化のために必要な措置として、次のとおり対応を執っていることが認められる。

ア 指導監督権限の適正な行使

継続的で効果的な監視手法に関する事項

○立入検査の年度計画等の策定、年間目標立入検査率の設定

立入検査の年度計画として、毎年度「産業廃棄物処理施設等立入検査方針」を定め、重点目標を設定して検査を実施している。併せて、平成21年度以降、施設に対する立入検査率の目標を100%と設定し、それを達成している。

○立入検査に係るマニュアルの作成、立入検査票の設定

立入検査について、平成21年度に「産業廃棄物処理業者等に対する立入検査実施要領」を策定し、マニュアルとして使用している。また、これに併せて立入検査票を整備している。

○内規の策定による行政処分に係る具体的基準の設定

行政処分に係るマニュアルについて、平成21年度に「産業廃棄物処理業者等行政指導内規」を策定し、事実確認にあたっての法第18条に基づく照会の活用や、違反等のケースに応じた指導あるいは処分の方法・内容を規定している。そのほか、違反行為に対しては徒に指導を繰り返すことなく、躊躇なく行政処分を発出する方針を明示している。

廃棄物処理法第18条第1項に基づく報告の微収件数

	平22年度	平21年度	平20年度	平19年度
報告微収件数	40	4	3	7

行政処分件数の実績

		平22年度	平21年度	平20年度	平19年度
営業関係	産廃処理業の許可の取消し	11	13	7	3
	産廃処理業の全部停止命令				
	産廃処理業の一部停止命令				
施設関係	産廃処理施設の設置許可の取消し		1	1	
	産廃処理施設の改善命令				2
	産廃処理施設の使用停止命令				
改善	処分、保管、収集運搬に係る改善命令				1
措置命令	処分者等に対する措置命令			5	2
	排出事業者に対する措置命令				

(平成21年度から大津市管轄施設が分離)←

※「産廃処理業」には特別管理産業廃棄物に係るものも含む。

○処分基準の策定

違反行為に対する業の停止命令等について、処分の衡平性の確保および迅速な措置に資するよう、その期間の基準を定めている。

○スカイパトロールの実施

県および県警のヘリコプターを利用した空中監視により、重点監視対象の最終処分場の埋立状況を時系列的に把握するとともに、地上からでは把握しにくい区域外埋立て等の監視を実施している。

○路上抜き打ち検問の実施

単独および近隣府県との合同で、路上検問によるマニフェスト等の抜き打ち調査を実施している。

○休日、夜間を含む監視の実施

主として不法投棄の防止に関し、「不法投棄監視指導員」（非常勤嘱託）および委託事業により、休日、夜間を含むパトロールを実施している。

○要綱、処分基準の県ホームページ上の公表

イ 必要な情報の整備

○要綱等による規定整備

要綱、内規において、行政指導は文書（確認票、指導票）により行うこと、指導結果を記録し、保存することといった原則を規定し、実施している。

ウ 執行体制の充実

○専門的職員の増員その他の人員体制の強化

平成19年度には県職員の採用試験の区分として新たに環境行政職を設け、廃棄物行政分野にも配置している。

化学職と環境行政職からなる環境衛生指導員の配置について、主として本庁において増員してきている。

なお、一般行政部門の県職員の総数は近年一貫して減少しているところであり、また特に、平成21年度の大津市の中核市移行に伴い監視指導対象の事業所数が減少したことを考慮すると、そのような中でも産業廃棄物関係事務の職員数は概ね維持されており、相対的に手厚い配置となっている。

本庁および地方機関の廃棄物関係事務従事職員数の職種別の推移

年度	滋賀県庁 一般行政 部門 職員数	本庁合計 (本庁内訳網掛部分の合計)		地方機関 資源循環推進担当 (環境課)		本庁内訳 循環社会推進課										循環 調整 担当	ごみゼロ 支援担当					
						廃棄物指導担当			廃棄物監視取締対策室			最終処分場 特別対策室										
		総 人員	行政 (警察) 職員	化学 環境 行政	土木 職員	化学 環境 行政	土木 職員	総 人員	行政 職員	警察 職員	化学 環境 行政	土木 職員	総 人員	行政 職員	化学 環境 行政	土木 職員	総 人員	総 人員				
平19年度	3,453	20	13	5	2	46	23	23	7	2	4	1	6	3	3		7	5	1	1	6	7
平20年度	3,333	23	12	7	4	45	21	24	9	3	5	1	6	3	3		8	3	2	3	6	5
平21年度	3,219	23	11	7	5	45	22	23	9	3	5	1	5	3	2		9	3	2	4	6	5
平22年度	3,134	21	11	6	4	45	23	22	9	3	5	1	5	3	2		7	3	1	3	6	5
平23年度	3,064	21	9	8	4	46	24	22	9	3	5	1	5	2	2	1	7	2	2	3	6	5

※「地方機関 資源循環推進担当」とは、地方機関に属する産業廃棄物関係の事務を所管する課(担当グループが分離している場合は当該グループのみ)の体制を表す。

○本庁による施設関係の一元的監視指導

平成21年度の大津市の中核市移行に伴う組織の見直しにおいて、監視指導対象施設の所管について、これまでの地域による所管分けを一部変更した。

最終処分場および焼却施設の施設関係の許可は本庁が所管することとし、処分業関係の許可事務は地方機関が所管することとともに、これらへの立入検査は共同して行うこととして、施設について、より専門的、横断的な観点からの監視等が行える体制に転換している。

○処理施設の新規・変更許可時のアセスメント結果の審査体制の拡充

産業廃棄物処理施設の新規許可・変更許可の際に提出されるアセスメント結果の評価に関し、本庁および各地方機関の監視指導担当者が会同して審査する連絡会議（「県産業廃棄物処理施設生活環境影響調査連絡会」）を設置している。

○職員の専門的能力向上のための研修の実施（既述）

○非常勤嘱託職員の設置による人員の拡充

非常勤嘱託職員である「不法投棄監視指導員」を設置し、各地方機関に1人、計6人を配置している。

○委託事業による体制整備

警備会社への委託により、夜間・休日のパトロールの実施体制を強化している。

【県が今後講じようとする措置】

立入検査については、「産業廃棄物処理施設等立入検査方針」において積極的な目標を定めるとともに、効果的な重点方針を定め、これを厳正に実施する。

また、積極的に人員の確保に努めるほか、嘱託員あるいは委託といった形での体制の拡充をより積極的に処理施設の監視業務に活用するなど、限られた人員の中で効率的な執行を行う方策を進める。

【検証における意見および評価】

指導監督体制の強化については、特に立入検査について、その充実を図るため具体的な方法等を示したマニュアルを整備し、また、収集運搬業者の積替保管施設を含む県内の許可施設すべてを対象に、例外を設けることなく少なくとも年間1回は立入調査を実施することとしていることは、前回の検証の結果を踏まえた対応がなされているものと認められる。

ただし、不適正処分の把握における実地調査の重要性に鑑み、立入検査の拡充およびそのより効果的な実施に関して、今後とも一層の努力がなされるよう期待する。

行政処分に関しては、近年の件数比較では増加しているが、法制度の変更の影響や平成21年度の大津市の中核市移行に伴う対象施設の減少といった要素も考慮すると、定量的な評価はしにくいところである。ただし、最近の状況をみると、平成20年度には措置命令に従わない事業者に対して産業廃棄物処理施設設置許可の取消処分を行い、平成19年度には地元市からの連絡で発覚した排出者の処理基準違反について改善命令を発して是正させ、また、立入調査の結果判明した維持管理基準違反について処分業者に施設の改善命令を発して是正させているといった状況があること、さらに行政処分に携わる担当職員間での意見交換等の機会の拡充が図られていることなどから、一定、積極的な対応が執られていることが窺われるところである。今後も、関係するマニュアルや規定の充実を進めるとともにその趣旨を徹底して、違反行為等に対して厳正に対処されたい。

廃棄物処理法第18条に基づく報告徴収については、前回の検証委員会の報告書においてその積極的な活用が求められているところであるが、その後の平成22年度には大幅な件数増加が見られるなど、その趣旨が反映されていると見ることができる。

なお、法の強制力を背景とした措置までは至らないケースについても、事業者に対して行った行政指導や指摘に関し、その記録等の整理、解析を通じて今後の事業者への指導に活用するなどして、不適正処分等の予防の観点から早期の段階での指導監督の強化を図られたい。

執行体制の充実に関しては、環境衛生指導員の資格保持者の配置の強化がなされているほか、前回の検証委員会の報告書で不十分であったと指摘された平成9年度前の人員体制に比べて増員、強化がなされており、また、直近においても一般行政部門の職員総数の減少に比して相対的な人員体制の充実が見られるなど、必要な対応がなされているものと評価できる。

③ 住民等との連携強化

【検証委員会の報告書において示された再発防止策】

住民等との連携強化

生活環境上の不安の解消を図るために、情報公開についての重要性を強く認識し、積極的に公開を行うとともに、県の対応について、説明責任をしっかりと果たすことが必要である。また、住民からの苦情や情報を把握、評価し、適切な対応を行うことで、住民の信頼を得る努力を行うことが必要である。

住民は、絶えず処分場を監視しており、県が得られない情報を有していることが多い、県は、より一層積極的に情報収集に努め、これらを通じて、不適正処分の未然防止や早期発見につなげていくため、組織として、住民とのよりよき連携のあり方を探る必要がある。

また、現場の地方機関や他の部局との情報交換の促進に努めることも必要である。

【県の取組】

県は、上記の指摘に対し、住民等との連携の強化に係る措置として、次のとおり対応を執っていることが認められる。

○行政処分の事実の公表

行政処分を行った場合、処分の相手方および内容を記者発表やインターネットで公表している。

○処分基準の公表

○施設変更時等の説明会開催等の指導

要綱に基づき、法令上の手続を要しない場合についても、要綱に規定する場合には、計画の作成と審査、説明会の開催とその議事録の作成等、許可施設の新規設置に一部準じた手続を執るよう指導している。

○不法投棄対策における事業者との通報協力の協定

平成18年度以降、郵便事業株式会社その他の12事業者との間での通報協力に関する協定を締結している。

○不法投棄対策での「地域協同原状回復事業」の実施

私有地に不法投棄されたなどした責任者不明の廃棄物の撤去について、地域住民、業界団体、県等が役割を分担して共同で行う事業を、県内45団体と協力して実施している。

○専用通報電話（不法投棄110番）の設置

○本庁と地方機関間での研修会の開催（既述）

○大津市との間での職員派遣および意見交換会

平成21年度の大津市の中核市への移行に伴い、2年間にわたり職員2名を派遣し、支援するとともに情報を共有している。

また、大津市との間での情報交換を図るため、「産業廃棄物の処理に関する情報交換会」を開催している。

○本庁と地方機関間での担当者会議の開催

本庁、地方機関相互間での課題の共有、情報交換等を図るため、廃棄物担当の本庁と地方機関を対象に不法投棄担当者会議を年4回開催している。

○主に不法投棄対策についての地方機関単位での地域との連携

各地方機関単位で、市町や住民団体も参加する「地域ごみ対策会議」を設置している。

【県が今後講じようとする措置】

情報公開については、立入検査の結果や処理施設に係る測定データの公表など、一層積極的に公開することで透明性を高める。

県の説明責任を果たす観点からは、現在公開している要綱や基準等を活用し、県の産業廃棄物行政についての方針を明示するとともに、住民の不安、疑問等に対して早期に解消するよう対応する。

また、住民からの情報に基づく立入検査等については、情報の入手について、より効果的な方策を研究する。

【検証における意見および評価】

住民等との連携強化に関しては、行政処分についての情報提供や、地域連携事業といった取組がなされていると認められる。今後はさらに、違反発見者からの通報制度の周知その他の情報把握の措置に関し、一層の充実を図る方向で取り組まれたい。

また、産業廃棄物に係る許認可権限のない大津市以外の市町との連携についても、違反事実の早期の発見につながるよう情報収集、情報交換等を積極的に行い、事案の早期解決に努められたい。

2 関係事業者等に対する責任追及に関する事項

検証委員会による検証の対象期間後のR D最終処分場問題に係る関係事業者等に対する責任追及については、次のとおりである。

【県が講じた措置】

① 平成20年のドラム缶等の掘削調査

県は、ドラム缶の埋立状況等について調査するため、平成18年から平成19年にかけて元役員および従業員131人に対し報告徴収を行った。その結果得られた情報を勘案して不適正処分が行われた場所を推定し、平成20年2月から3月にかけて掘削調査を行った。その結果、廃油の入ったドラム缶142個等を発見した。

② 平成20年度の措置命令の発出

県は、平成18年4月12日に、それまでに確認された、旧R D最終処分場に埋め立てることのできない廃油等の入ったドラム缶等および木くずの埋立ての事実を理由と

して、それらおよびそれらに起因して汚染された廃棄物、土壌等の撤去をR D社に命じていたところであるが、上記①の掘削調査の結果さらに確認された不適正処理の事実を受けて、旧R D最終処分場全域を対象として、次のとおり措置命令を発出した。

ア 措置命令の発出日

平成20年5月28日

イ 措置命令の相手方

株式会社アール・ディエンジニアリング

佐野 正

ウ 措置の内容(着手期限：平成20年7月28日、履行期限：平成23年9月27日)

- (ア) 対象地（旧R D最終処分場）から、埋立廃棄物等が飛散流出しないよう措置を講じること。
- (イ) 対象地の埋立廃棄物で汚染された浸透水により周辺地下水が汚染されるおそれを防止する措置を講じること。
- (ウ) 対象地において発生している高濃度の硫化水素ガス等について、悪臭発生等を防止する措置を講じること。
- (エ) 対象地に存する使用が廃止された焼却炉から、残存、付着している燃え殻およびばいじんが飛散流出するおそれを防止する措置を講じること。

また、不適正な埋立処分について、現場の状況、掘削調査により発見された廃棄物から得られた情報およびその製造者に対して行った調査の結果も踏まえて推定された処分の時期等を勘案し、当該処分への関与が認められる元代表取締役以外のR D社の元役員および従業員に対して、次のとおり措置命令を発出した。

ア 措置命令の発出日

平成20年7月24日

イ 措置命令の相手方

元担当役員2人、元従業員1人

ウ 措置の内容(着手期限：平成20年12月24日、履行期限：平成23年9月27日)

- 対象地の埋立廃棄物で汚染された浸透水により周辺地下水が汚染されるおそれを防止する措置を講じること。

併せて、同年6月4日付で、法第19条の8第1項後段の規定に基づく確知できない処分者に対する措置命令の公告を行っている。

③ 措置命令に係る行政代執行の実施および当該代執行費用の回収

県は、上記②記載の措置命令に関し、履行期限は未だ到来していないものの今後措置命令に係る措置が講じられる見込みがないことから、平成21年7月29日に、緊急対策工事として焼却炉の撤去等ならびに水処理施設の修理および運転のための措置の行政代執行に着手し、このうち焼却施設の撤去等の工事を平成22年7月23日に完了した。

そこで、当該緊急対策工事に係る費用 94,117,579円を現時点で請求可能な額と

して、焼却炉からのはいじん等の飛散流出の防止措置に係る措置命令の対象者に対して請求した。その請求および回収の状況は次のとおりである。

ア RD社に対する請求に係る国税徴収法第82条第1項の規定に基づく交付要求

交付要求日 平成22年10月22日

交付要求額 94,117,579円

回収額 現在、破産手続中であるため未回収であり、破産手続終了時に回収される見込み。

イ RD社元代表取締役に対する納付命令

納付命令日 平成22年10月22日

請求済額 94,117,579円

回収済額 1,733,536円

④ 施設設置許可の取消し

平成20年5月28日付けの措置命令により、当該区域からの生活環境保全上の支障に対する責任関係が明確化したことおよびRD社の破産手続の開始につき破産管財人から法第9条第6項に基づく届出が提出されたことから、平成20年5月28日付で産業廃棄物処理施設の設置許可を取り消した。

⑤ 刑事訴訟法第239条第2項に基づく刑事告発

平成20年5月28日付けの措置命令について、着手期限を徒過しても着手しなかったことから、同年11月17日に元代表取締役を滋賀県警察本部長あて刑事告発した。

本事件は大津区検察庁により起訴され、大津簡易裁判所において、同年12月25日に罰金100万円が確定している。

⑥ 排出事業者に対する責任追及

現存する資料を収集した結果、排出事業者に対する調査のための基礎資料として、産業廃棄物処理事業実績報告書、RD社保有の契約書等の一部、県が過去にRD社に照会した際の処理実績の報告等が得られた。

上記資料を基に、RD社に処理を委託した排出事業者（中間処理業に係る委託契約対象者を含む。）を特定し、これまでに、生活環境保全上の支障との関連が疑われる715社に対する照会および違法な埋立てが疑われる時期に締結された契約の記録758件の確認により、処理を委託した時期、品目、処理方法、委託量等の確認を行ったほか、これらの情報から委託基準に違反した委託をしている疑いが強いと考えられた排出事業者について立入調査を行った。

現時点では措置命令の根拠となる事実が確認されたとはいえないことから、現状、排出事業者および収集運搬業者からの行政代執行費用の徴収はない。

【県が今後講じようとする措置】

RD社の不適正処理に係る事業者等の責任追及に関し今後県が講じようとする措置は、次のとおりである。

① 既に措置命令を発した者に対する措置

措置命令により課されている義務については、現在、処分者等により支障の除去が履行される見込みはないことから、今後、当該措置についても法第19条の8第1項の規定に基づく行政代執行により履行することとしている。

この行政代執行に要する費用についても、請求が可能となり次第、これまでの納付命令に追加して納付を命じ、財産調査により把握した財産について回収のための措置を講じる。

② 既に措置命令を発した者以外の処分者等に対する措置

確知できていない処分者等については、前述のとおり法第19条の8第1項後段の規定に基づく公告を行っているところであり、今後、不適正処分への関与が確認できる者に対しては、法第19条の5第1項第1号に規定する「当該処分を行った者」に該当するとして、措置命令または納付命令を発出する。

③ 排出事業者に対する措置

現時点では、立証可能性の観点から直ちに排出事業者に対して措置命令を発出することは困難であるものの、さらに精査が可能な情報が存することから、廃棄物処理法第15条の5または第15条の6の該当性の有無について引き続きより詳細な調査を行い、措置命令の根拠となる委託基準違反等の事実の把握、確認に努め、積極的に責任を追及する。

【検証における意見および評価】

納付命令に係る債権の回収については国税滞納処分の例による強制徴収が行われており、また、その他の事業者についても調査検討が進められているなど、現に責任追及のための措置が講じられているといえるが、県が入手している書類等のなかには個別の詳細な調査分析の対象となっていないものもあり、引き続き調査を行わせたい。

旧R D最終処分場における行政代執行には巨額の費用を要すると見込まれるなかで、当該代執行に係る産業廃棄物の不適正処分につき責任が認められる処分者等に対しては、最大限の負担を求めていくべきである。排出事業者の責任の追及には困難を伴うことも想定されるものの、R D社の関係者等からの回収も含め、法的に可能な最大限の措置を執るとの観点から、個別の対応の検討にあたっては、県庁内の債権徴収担当部局との連携はもとより法律実務に精通した外部の専門家の助力を得つつ進めていくなど、効果的な手法を講じて確実な回収に努められたい。

おわりに

本検証委員会は、現時点での措置の状況について検証したものであるが、いうまでもなく、検証の対象となった措置や取組は未だその途上にある。

そのことを前提に検証したところによれば、前回の検証委員会が再発防止策として提示した事項については、総じて誠実に対応していると評価できる。ただし、その成果が十分に上がるよう引き続き充実が求められる面が多くあること、また、事業者に対する責任追及についても今後も調査分析を加えて積極的な回収の努力がなされるべきことも、既に指摘したとおりである。

さらに若干の付言をすると、本検証委員会の設置の契機となったR D最終処分場問題については、今もなお話し合いが続けられている状況にある。現在、一次対策工事について県と周辺住民の間で合意がなされるなど進展がみられるところであるが、今後の対策についても、地元栗東市との一層の連携も含め、引き続き県と周辺住民との間で話し合いが重ねられ、同問題の一日も早い解決がみされることを期待して、本検証を終えたい。

【参考】

- 資料1 再発防止および事業者責任追及に係るR D最終処分場問題行政対応追加検証委員会設置要綱
- 資料2 再発防止および事業者責任追及に係るR D最終処分場問題行政対応追加検証委員会委員名簿